

○富山県美容師法施行規則

昭和34年12月5日

富山県規則第51号

改正 昭和44年4月12日規則第18号
昭和58年12月28日規則第57号
昭和61年3月19日規則第1号
平成4年4月1日規則第28号
平成8年12月25日規則第49号
平成10年3月31日規則第14号
平成11年3月26日規則第4号
平成12年3月31日規則第37号
平成12年9月22日規則第58号
平成13年1月5日規則第2号
平成13年3月30日規則第27号
平成14年6月28日規則第44号
平成15年3月31日規則第26号
平成15年12月26日規則第83号
平成17年3月4日規則第2号
平成21年3月31日規則第15号
平成24年7月6日規則第44号
平成28年3月31日規則第24号
令和2年12月7日規則第61号
令和3年3月31日規則第29号
令和5年12月12日規則第43号

〔富山県美容師法施行細則〕を定め、ここに公布する。

富山県美容師法施行規則

(平12規則37・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び富山県美容師法施行条例（平成11年富山県条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12規則37・追加、平15規則26・一部改正)

(免許証又は免許証明書の提出)

第2条 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）第7条第3項の規定による免許証又は免許証明書の提出は、美容師免許証（美容師免許証明書）提出書（様式第1号）により行うものとする。

(平10規則14・全改、平12規則37・旧第1条繰下・一部改正、平13規則27・平15規則26・一部改正)

第3条 削除

(平21規則15)

(美容所の開設等の届出書)

第4条 省令第19条第1項の規定による美容所の開設の届出は、美容所開設届出書（様式第3号）により、開設しようとする日の15日前までに、その美容所の所在地を管轄する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長（以下「厚生センター所長」という。）に提出して行うものとする。

2 省令第20条の規定による美容所の変更の届出は、美容所開設届出事項変更届出書（様式第4号）により、変更の日から10日以内に、その美容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

3 法第11条第2項の規定による美容所の廃止の届出は、美容所廃止届出書（様式第5号）により、廃止の日から10日以内に、その美容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

4 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出は、譲渡による美容所開設者地位承継届出書（様式第5号の2）により、その美容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

5 省令第21条第1項に規定する相続による美容所の開設者の地位の承継の届出は、相続による美容所開設者地位承継届出書（様式第6号）により、その美容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

6 前項の届出書に添付する省令第21条第2項第2号に規定する同意書は、美容所開設者地位相続同意証明書（様式第7号）とする。

7 省令第22条第1項に規定する合併による美容所の開設者の地位の承継の届出は、合併による美容所開設者地位承継届出書（様式第8号）により、その美容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

8 省令第22条の2第1項に規定する分割による美容所の開設者の地位の承継の届出は、分割による美容所開設者地位承継届出書（様式第8号の2）により、その美容所の所在地を管轄する厚生センター所長に提出して行うものとする。

（昭61規則1・平8規則49・一部改正、平10規則14・旧第15条繰上・一部改正、平12規則37・旧第3条繰下・一部改正、平13規則27・平14規則44・令5規則43・一部改正）

（美容所の検査）

第5条 厚生センター所長は、前条第1項の美容所開設届出書の提出があつたときは、その美容所の構造設備を検査しなければならない。

2 厚生センター所長は、前項の規定による検査をし、その美容所の構造設備が法第13条に規定する措置を講ずるに適すると認めるときは、美容所台帳（様式第9号）に必要な事項を記載のうえ、美容所確認検査書（様式第10号）を交付しなければならない。

3 美容所の開設者は、前項の規定により交付された美容所確認検査書を、その美容所の客の見やすい場所に掲示するものとする。

（昭61規則1・平8規則49・一部改正、平10規則14・旧第16条繰上・一部改正、平12規則37・旧第4条繰下、平13規則27・平14規則44・一部改正）

（美容師の衛生上必要な措置）

第6条 条例第2条第1項第6号の規則で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 手を洗淨する際には、石けんを使用すること。

(2) 客の皮膚に接する布片は、十分な洗淨の後に省令第25条第2号ロ若しくはハに規定する方法による消毒を行つたもの又は同号ホに規定する方法による消毒の後に十分な洗淨を行つたものを用い、客1人ごとにこれを取り替えること。ただし、血液が付着したもの又はその疑いのあるものは、廃棄し、又は十分な洗淨の後に同条第1号イに規定する方法による消毒を行い、若しくは同号ハに規定する方法による消毒の後に十分な洗淨を行うこと。

(3) 首巻き又は枕あてに用いる紙製品は、客1人ごとにこれを廃棄すること。

(4) 消毒液は、消毒効果が常に保持されるよう適時取り替えること。

(5) 器具類は、使用前に十分に点検し、使用に当たっては、安全上及び衛生上の注意を怠らないこと。

(6) 酒気を帯び、又は喫煙しながら美容の作業を行わないこと。

（平15規則26・全改、平21規則15・一部改正）

(美容所の衛生上必要な措置)

第7条 条例第2条第2項第4号の規則で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所の床面積は16.5平方メートル以上とし、天井の高さは2.1メートル以上とすること。
- (2) 作業場の床面積は、設置する美容用椅子が3台以内の場合は13.2平方メートル以上とし、設置する美容用椅子1台を増すごとに1.65平方メートル以上の床面積を増すこと。
- (3) 作業場には、布片及び器具をそれぞれ消毒の終わったものと終わらないものとに区分して入れることができる容器等を備えること。

(平15規則26・全改)

(承認の申請書)

第8条 条例第3条第3号の規定による承認の申請は、美容所以外の場所における業の承認申請書(様式第11号)によるものとする。

(平15規則26・追加)

(免許証等の掲示)

第9条 美容の業を行う者は、美容師免許証を美容所内の見やすい場所に掲示しておくものとする。

- 2 法第12条の3第1項に規定する管理美容師は、同条第2項に規定する講習会の課程を修了したことを証する書面を美容所内の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(平15規則26・追加)

(措置の緩和)

第10条 知事は、当該美容所の立地、周囲及び構造設備の状況を考慮して、特に美容所の衛生上支障を生ずるおそれがないと認めるときは、第7条第1号又は第2号に規定する措置を緩和することができる。

(平15規則26・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前、旧富山県理容師美容師法施行細則(昭和27年富山県規則第22号)の規定に基づいてした手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてした手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則施行の際、現に実地習練生に対して実地習練を行なっている美容所については、第7条及び第8条第1項の規定の適用については、当該実地習練生の実地習練が修了する

までは、なお、従前の例によることができる。

- 4 富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和44年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第57号）

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第1号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

（富山県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 整理合理化法附則第5条第2項の規定により美容師試験の学科試験を免除された者は、美容師試験の実地試験を受けようとするときは、第2条の規定による改正後の富山県美容師法施行細則第11条第2項各号に掲げる書面に代えて、第2条の規定による改正前の富山県美容師法施行細則（以下「旧美容師法施行細則」という。）第13条に規定する美容師学科試験合格証明書の写しを添付するものとする。

- 6 整理合理化法第19条の規定による改正前の美容師法第4条の規定による美容師試験に合格した者については、旧美容師施行細則第14条第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

- 7 旧美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成4年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第49号）

この規則は、平成8年12月26日から施行する。

附 則（平成10年規則第14号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（美容師実地習練に関する経過措置）

- 3 施行日前に改正法第2条の規定による改正前の美容師法（以下「旧美容師法」という。）第4条第4項の規定により美容師になるのに必要な学科を修めた者及び改正法第2条の

規定による改正後の美容師法の施行の際現に旧美容師法第4条第4項に規定する美容師養成施設において当該学科を修めている者で施行日以降に当該学科を修め終わるものであって、旧美容師法第4条第5項に規定する1年以上の実地習練を経していないものの実地習練については、厚生大臣が告示するまでの間は、なお従前の例による。

(理容師試験及び美容師試験に関する経過措置)

- 4 平成12年3月31日以前に改正法附則第2条の規定により富山県知事が行う理容師試験及び美容師試験に関しては、なお従前の例による。

(合格証書又は合格証明書に関する経過措置)

- 5 前項の規定によりなお従前の例により行われる理容師試験及び美容師試験の学科試験及び実地試験に合格したことを証する証書又は当該証書に代わる合格証明書に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成11年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成12年規則第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりした許可、認可その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりした許可、認可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。
- 5 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成12年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第2号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成14年規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成15年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（富山県美容師及び美容所の衛生上必要な措置を定める条例施行規則の廃止）

- 2 富山県美容師及び美容所の衛生上必要な措置を定める条例施行規則（平成12年富山県規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成15年規則第83号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第44号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年規則第24号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年規則第43号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

美容師免許証(美容師免許証明書)提出書

本籍地の都道府県名

住 所

氏 名

年 月 日生

1 免許証(免許証明書)番号 2 免許年月日 3 提出の事由

上記のとおり業務の停止処分を受けたので、美容師法施行規則第7条第3項の規定により、別添のとおり免許証(免許証明書)を提出します。

年 月 日

氏 名

富山県知事 殿

様式第3号(第4条関係)

富山県収入証紙
貼付欄

美 容 所 開 設 届 出 書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

開設者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称〕
所在地及び代表者の氏名

次のとおり美容所を開設したいので、関係書類を添えてお届けします。

美 容 所	名 称			
	所在地			
開 設 者	住 所			
	氏 名			
管 理 美 容 師	住 所			
	氏 名			
美容所の構造設備の概要	別紙のとおり			
美 容 師	氏 名	免 許 証 番 号	氏 名	免 許 証 番 号
その他の従業者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日			
同一の場所で現に理容所 が開設されている場合 は、当該理容所の名称				
同一の場所で理容所の開 設の届出がされている場 合は、当該理容所の開設 予定年月日	年 月 日			

備考

1 添付書類

- (1) 美容所の構造設備の概要図
 - (2) 管理美容師の講習会修了証の写し
 - (3) 美容師法施行規則第 19 条第 2 項に規定する美容師の健康診断書
 - (4) 開設者が外国人である場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限り。)
- 2 「同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日」欄は、当該美容所の開設の届出と当該美容所と同一の場所における理容所の開設の届出を同時に行う場合においても記入すること。

様式第4号(第4条関係)

美容所開設届出事項変更届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

開設者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、その名称〕
所在地及び代表者の氏名

次のとおり変更したので、関係書類を添えてお届けします。

美 容 所	名 称	
	所 在 地	
変 更 事 項 の 内 容	新	
	旧	
変 更 の 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 事 由		

(添付書類)

- 1 美容所の構造設備の変更に係る場合は、その構造設備の概要図
- 2 管理美容師の設置又は変更に係る場合は、管理美容師の講習会修了証の写し
- 3 新たな美容師の使用に係る場合、美容師法施行規則第20条に規定するその者の健康診断書

様式第5号(第4条関係)

美 容 所 廃 止 届 出 書

住 所
開設者氏名

- 1 美容所の名称及び所在地
- 2 廃止の年月日
- 3 廃止の事由

上記のとおり美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定によりお届けします。

年 月 日

氏 名

富山県 厚生センター所長 殿

様式第5号の2 (第4条関係)

譲渡による美容所開設者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所

届出者

氏名

年 月 日生

(電話番号)

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

美容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業を譲渡した者	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
譲渡年月日	年 月 日	
美容所	名称	
	所在地	
確認年月日	年 月 日	確認番号 第 号

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

様式第6号(第4条関係)

相続による美容所開設者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

届出者
住 所
氏 名
年 月 日生
(電話番号)

美容所の開設者の地位を相続により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	氏 名			
	住 所			
被相続人との続柄		相続開始年月日	年 月 日	
他の相続人の有無	有 ・ 無			
美 容 所	名 称			
	所在地			
確 認 年 月 日	年 月 日	確認番号	第 号	

備考

- 1 「他の相続人の有無」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 2 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付すること。
- 3 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その者以外の相続人全員の同意書を添付すること。

様式第7号(第4条関係)

美容所開設者地位相続同意証明書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所 証明者
氏 名

次のとおり美容所の開設者について相続があつたことを証明します。

被 相 続 人	住 所			
	氏 名			
美容所開設者の 地位を承継すべ き相続人として 選定された者	住 所			
	氏 名			
美 容 所	名 称			
	所在地			
確 認 年 月 日	年 月 日	確認番号	第	号

備考 証明書は、美容所の開設者の地位を承継すべき者として選定された者以外の相続人全員についてそれぞれ作成すること。

様式第8号(第4条関係)

合併による美容所開設者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

主たる事務所の所在地
届出者
名称及び代表者の氏名
(電話番号)

美容所の開設者の地位を合併により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
合併	年 月 日	年	月	日
美容所	名 称			
	所 在 地			
確 認	年 月 日	年	月	日
		確認番号	第	号

備考 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第8号の2(第4条関係)

分割による美容所開設者地位承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(電話番号)

美容所の開設者の地位を分割により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

分割前の法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
分割	年月日	年	月	日
美容所	名称			
	所在地			
確認	年月日	年	月	日
		確認番号	第	号

備考 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第9号(第5条関係)

美 容 所 台 帳

美 容 所	名 称				確認	番 号	第 号			
	所 在 地					年月日	年 月 日			
					開設年月日		年 月 日			
開 設 者	住 所				美容所の 構造設備 の概要					
	氏 名									
	免 許 の 有 無	有 無	都道府県第	号						
管 理 美 容 師	住 所									
	氏 名									
	免 許 証 番 号									
美 容 師	氏 名	免 許 証 番 号	氏 名	免 許 証 番 号						
								閉鎖	年月日	年 月 日
					事 由					
				期 間						
そ の 他 の 従 事 者	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	備考					

様式第 10 号(第 5 条関係)

第 号

美 容 所 確 認 検 査 書

構造設備が美容所として適していることを確認します。

美容所 名 称

所在地

開設者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日

富山県 厚生センター所長 印

様式第 11 号(第 8 条関係)

美容所以外の場所における業の承認申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

申請者 氏名

次のとおり美容所以外の場所において業を行いたいのので、富山県美容師法施行条例第 3 条第 3 号の規定により申請します。

- 1 業を行う美容師
 - (1) 氏 名
 - (2) 住 所
 - (3) 免許証番号
- 2 業を行う場所
- 3 美容所以外の場所において業を行う特別の事情

様式第1号（第2条関係）

（平10規則14・全改、平12規則37・一部改正）

様式第2号 削除

（平21規則15）

様式第3号（第4条関係）

（昭44規則18・全改、昭58規則57・一部改正、昭61規則1・旧様式第19号繰上、平8規則49・一部改正、平10規則14・旧様式第18号繰上・一部改正、平11規則4・平12規則37・平14規則44・平24規則44・平28規則24・令2規則61・令5規則43・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（昭44規則18・全改、昭58規則57・一部改正、昭61規則1・旧様式第20号繰上、平8規則49・一部改正、平10規則14・旧様式第19号繰上・一部改正、平11規則4・平12規則37・平14規則44・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（昭58規則57・一部改正、昭61規則1・旧様式第21号繰上・一部改正、平8規則49・一部改正、平10規則14・旧様式第20号繰上・一部改正、平11規則4・平12規則37・平14規則44・平15規則83・一部改正）

様式第5号の2（第4条関係）

（令5規則43・追加）

様式第6号（第4条関係）

（平8規則49・追加、平10規則14・旧様式第21号繰上・一部改正、平11規則4・平12規則37・平14規則44・令2規則61・一部改正）

様式第7号（第4条関係）

（平8規則49・追加、平10規則14・旧様式第22号繰上・一部改正、平11規則4・平12規則37・平14規則44・令3規則29・一部改正）

様式第8号（第4条関係）

（平8規則49・追加、平10規則14・旧様式第23号繰上・一部改正、平11規則4・平12規則37・平13規則27・平14規則44・平17規則2・一部改正）

様式第8号の2（第4条関係）

（平13規則27・追加、平14規則44・平17規則2・一部改正）

様式第9号（第5条関係）

(昭44規則18・全改、昭58規則57・一部改正、昭61規則1・旧様式第22号繰上、平8規則49・旧様式第21号繰下、平10規則14・旧様式第24号繰上・一部改正、平12規則37・一部改正)

様式第10号 (第5条関係)

(昭44規則18・全改、昭58規則57・一部改正、昭61規則1・旧様式第23号繰上、平8規則49・旧様式第22号繰下、平10規則14・旧様式第25号繰上・一部改正、平12規則37・平14規則44・一部改正)

様式第11号 (第8条関係)

(平12規則37・全改、平14規則44・平15規則26・平15規則83・一部改正)